

第 8 条 (紹介手数料)

1. 甲は、乙に対し、乙が第 1 条 (1) により乙が紹介した応募者の内定を決定し、応募者が甲に対して内定承諾を表明し (甲に対して内定の承諾を表明した応募者を「採用者」という。)、かつ、採用者が甲において勤務を開始した時点段階で、成功報酬として紹介手数料を支払う。

2. 甲と乙は、乙から甲へ紹介された採用者ごとに紹介手数料額及び紹介手数料の支払方法等を内容とする覚書を締結する。

3. 甲が乙に支払う紹介手数料は、以下とする。

<一括払い>

甲が採用者に支払う当該採用者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 30% の額 (消費税別)。

<分割払い>

甲が採用者に支払う当該採用者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 32% の額 (消費税別)。

4. 乙が甲に紹介した採用者が自己都合により又は就業規則違反等の採用者の責に帰すべき事由により退職したときは、乙は、甲に対し、前項に定めた紹介手数料を、その支払い方法に応じて以下のとおり返還又は調整する。なお、退職した事実を証明する書類を、甲は乙に示すこととする。

<一括払いの場合>

勤務開始日から 3 か月以内に退職した場合は、紹介手数料の半額を返金とする。勤務開始日から 3 か月を経過した後に退職した場合には、返金をしない。

<分割払いの場合>

甲は、乙に対し、採用者が退職した日の属する月の分までに発生した紹介手数料を支払い、翌月以降の分については紹介手数料の支払いを要しない。

5. 前項の一括払いにおける返還金は、甲が乙へ当該退職者が退職した旨を通知した日の翌月末までに、甲の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込手数料は乙の負担とする。なお、両者の協議により、他の採用者にかかる紹介手数料との相殺をすることができる。

6. 第 1 条 (2) のサービスに対する報酬、支払方法等については、甲乙協議の上、都度決定する。